

宝くじの社会貢献広報の仕方

購入備品、設備への広報表示

- (1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。
- (2) 整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。
- (3) 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）
- (4) 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。
- (5) 表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。
- (6) 広報表示の参考例
 - ・ 法被等の衣装類：衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。
 - ・ テント：各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさとで広報表示を行う。
 - ・ カーテン：本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
 - ・ 天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器：本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
 - ・ 防犯灯や屋外放送設備：本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。
 - ・ 広場の遊具等の整備：整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
 - ・ 組み立て式ステージ等：それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。